

# 第8回定時株主総会招集ご通知

## 交付書面省略事項

業務の適正を確保するための  
体制及び当該体制の運用状況

個 別 注 記 表

(2022年12月1日～2023年11月30日)

## ティアンドエス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を以下のとおり定めております。この方針は、2018年11月15日に取締役会にて制定し、直近では2023年12月15日に改定しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - i. 役員並びに従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」を制定し、役員及び役職者はこれを率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続して行い、健全な企業風土の醸成に努める。
  - ii. コンプライアンス規程を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会にてコンプライアンス体制の構築・管理・維持にあたる。
  - iii. コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
  - iv. 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
  - v. 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な請求には断固としてこれを拒絶する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - i. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書保管管理規程、稟議規程等の関連規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。
  - ii. 取締役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - i. リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
  - ii. 危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - i. 取締役会は取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、経営方針を策定する。
  - ii. 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
  - iii. 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - iv. 社外取締役は、適宜代表取締役執行役員社長及び他の取締役と経営状況についての情報交換を行い、適切に助言を行う。
  - v. 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。
  
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - i. 内部監査室を監査等委員会の指揮・命令下に置く。
  - ii. 内部監査室に所属する使用人の人事・評価等については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
  
- ⑥ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
  - i. 監査等委員会は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
  - ii. 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査等委員会に報告する。
  - iii. 取締役及び使用人は、監査等委員会からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
  
- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - i. 監査等委員会には、法令に従い、社外監査等委員を含み、公正かつ透明性を担保する。

- ii. 監査等委員会は、代表取締役執行役員社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- iii. 監査等委員会は、内部監査室を指揮・命令下に置き・共同して組織的な監査を行う。
- iv. 監査等委員会は、監査法人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- v. 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合には、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、代表取締役執行役員社長を責任者として、コーポレート本部が全社的な統制活動及び業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

⑨ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

i. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

- イ) 当社の社内規程に明文の根拠を設け、代表取締役執行役員社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
- ロ) 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

ii. 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- イ) 「反社会的勢力対応マニュアル」について明文化し、全社員に配布するとともに適宜社内研修等を行い、周知徹底する。
- ロ) 反社会的勢力の排除を推進するためにコーポレート本部を統括管理部署とし、また、不当請求対応の責任者を設置する。
- ハ) 「反社会的勢力対策規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
- ニ) 取引等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
- ホ) 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役会を毎月1回以上開催しており、当社の経営の基本方針その他重要事項等の審議、決定を行うとともに、取締役による職務執行を含め経営全般に対する監督を行っております。

また、監査等委員会を毎月1回以上開催しており、各監査等委員が取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況の調査等を行った結果を中心に議論し、監査等委員以外の取締役の職務執行や内部統制システムに関わる監査を行っております。

- ② 内部監査室は年間の活動計画に沿って監査等委員会と連携して監査活動を行っており、社内業務について法令や社内諸規程との整合性のチェックなどにより、内部統制の有効性と効率性を監査しております。
- ③ 当社では、経営にあたり生じうる各種リスクやコンプライアンス上の問題を実務的な観点から審議するために、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスクマネジメントについては、委員会が中心となって情報の収集や対応策の検討、情報の発信を行うとともに、コンプライアンスについては、新入社員に対する研修や適宜開催している各種説明会を通じて理解の向上に努めております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

ロ その他有価証券

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業は、システムの受託開発及び運用・保守サービスの提供であり、契約形態は請負契約、準委任契約及び派遣契約に分類されます。顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### (請負契約)

請負契約による履行義務は主に顧客との契約で定められた成果物を制作し納品することです。一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断されることから、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法を適用しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

#### (準委任契約及び派遣契約)

準委任契約及び派遣契約による履行義務は、一定期間内に定められた役務提供を行うことです。主に稼働に応じて履行義務が充足されるため、稼働実績に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法を適用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

投資有価証券(非上場会社)	50,800千円
繰延税金資産	49,389千円

## 4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	25,550千円
----------------	----------

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	7,633,200株
(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	54,800株

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年 2月24日 定時株主総会	普通株式	45,283千円	6円00銭	2022年 11月30日	2023年 2月27日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年 2月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	49,638千円	6円55銭	2023年 11月30日	2024年 2月29日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 43,200株

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因は、退職給付引当金17,240千円、未払費用12,863千円、未払事業税7,229千円の否認等であります。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等を基本とし、資金調達については設備投資計画等に照らして、銀行等金融機関からの借入による方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

ファクタリングにより譲渡した売上債権である未収入金はファクタリング会社の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場リスクに晒されております。

差入保証金は、不動産賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の



悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券(*2)	10,000	10,047	47
(2) 差入保証金（1年以内に回収予定のものを含む）(*3)	22,634	22,031	△603
資産計	32,634	32,078	△556

(\*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」については、現金であること、及び短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	50,800

(\*3) 退去時に必要とされる原状回復工事に伴って回収が見込めない金額を控除しております。

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,721,266	—	—	—
売掛金	434,644	—	—	—
未収入金	268,606	—	—	—
投資有価証券 満期保有目的の債券	—	10,000	—	—
差入保証金	—	19,901	373	—
合計	2,424,517	29,901	373	—

差入保証金（貸借対照表計上額 3,697千円）については、償還予定が明確に確定できないため、記載しておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券	－	10,047	－	10,047
差入保証金(1年以内に 回収予定のものを含む)	－	22,031	－	22,031
資産計	－	32,078	－	32,078

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している地方債は、取引金融機関から提示された価格により評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

差入保証金(1年以内に回収予定のものを含む)

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

ソリューションカテゴリー	2,585,272
半導体カテゴリー	662,311
先進技術ソリューションカテゴリー	195,292
顧客との契約から生じる収益	3,442,875

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 285円45銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 62円61銭  |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(会社分割による持株会社体制への移行及び分割準備会社の設立)

当社は、2024年1月12日開催の取締役会において、2024年6月1日を目処に会社分割の方式による持株会社体制への移行及び分割準備会社の設立を決議いたしました。

### 1. 分割準備会社設立の目的

2024年2月に開催予定の当社定時株主総会において関連議案の承認が得られること、及び必要に応じ関係官公庁の許認可等が得られることを条件に、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

持株会社体制への移行は会社分割の方式によるものとし、分割準備会社は移行手続きの一環として設立するものとなります。

### 2. 持株会社体制への移行方法

持株会社体制への移行方法は、会社分割（吸収分割）によるものとし、当社を分割会社とする吸収分割により、分割する事業を当社100%出資の子会社である分割準備会社に承継させる予定です。

また、持株会社体制への移行は2024年6月1日を目途として行い、当社は持株会社として引き続き上場を維持いたします。

### 3. 今後の日程

(1) 分割準備会社の設立	2024年1月12日
(2) 本吸収分割に関する取締役会決議（予定）	2024年1月30日
(3) 吸収分割契約締結（予定）	2024年1月30日
(4) 吸収分割契約承認定時株主総会（予定）	2024年2月28日
(5) 本吸収分割の効力発生日（予定）	2024年6月1日

#### 4. 分割準備会社の概要

(1) 商号	ティアンドエス分割準備株式会社
(2) 所在地	神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目6番3号
(3) 代表者	代表取締役 武川 義浩
(4) 事業内容	<p>1. コンピュータ、エレクトロ製品、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、保守、管理、検証、研究開発ならびにコンサルタント業</p> <p>2. インターネットを利用した各種情報提供サービス</p> <p>3. 労働者派遣事業</p> <p>4. 前各号に付帯する一切の業務</p>
(5) 資本金	55百万円
(6) 設立年月日	2024年1月12日
(7) 発行済株式数	2,200株
(8) 決算期	11月末日
(9) 大株主及び出資比率	ティアンドエス株式会社 100%
(10) 当社との関係	<p>資本関係 当社100%出資の子会社として設立。</p> <p>人的関係 当社より取締役を派遣する予定です。</p> <p>取引関係 事業を開始していないため、当社との取引関係はありません。</p>